

1. フリーランス新法について

I. フリーランス新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)概略

1. 趣旨

フリーランス(個人で仕事を請け負って収入を得る働き方)が、不当に不利益を受けることなく、安定的に働くことができる環境を整備するため、主に発注者に対する規制を定めた法律。

2. フリーライン新法の概要

(1) 対象となる当事者・取引の定義

① 特定受託事業者	業務委託の相手であって従業員を使用していないもの *シルバー会員が該当する。
② 特定受託事業従事者	特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者 *シルバー会員が該当する。
③ 業務委託	事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること。 *シルバーセンターからシルバー会員に業務を依頼する行為。
④ 特定業務委託事業者	特定受託事業者から業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの ※「従業員」には短時間・短期等の一時雇用者は含まず。 *シルバー人材センター
⑤ 報酬	業務委託事業者が業務委託した場合に特定受託事業者の給付に対して支払うべき代金 *配分金に該当

(2) 特定受託事業者に係る取引の適正化関係(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

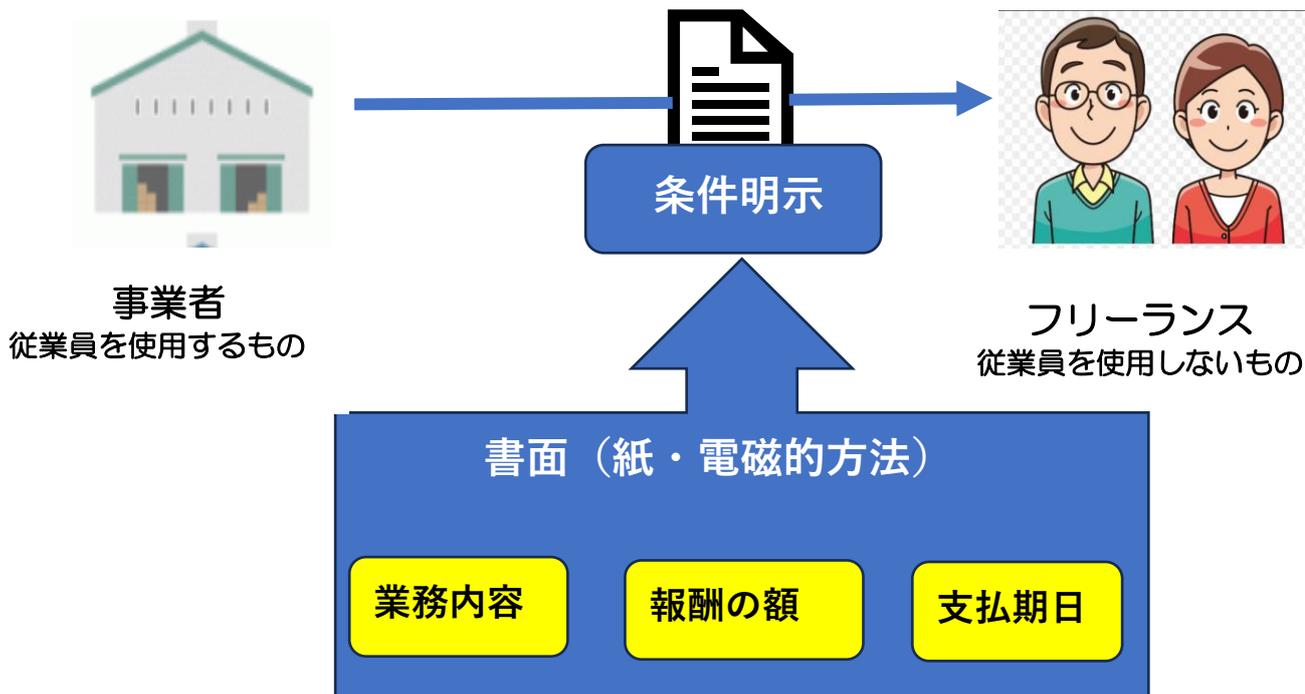
① 就業条件の明示義務	業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに特定受託事業者の給付内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない
② 書面の交付	電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、延滞なく、これを交付しなければならない
③ 報酬の支払期日の設定	特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して業務委託をした場合における報酬の支払期日は、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、できる限り短い期間内において定めなければならない * 給付を受領した日⇒就業報告書受領日
④ 再委託の支払期日	再委託の場合は、元委託支払期日から起算して30日の期間内において、できる限り短い期間内において定めなければならない

II. 就業条件明示の方法

「Smile to Smile」を基本として明示致します。

フリーランス新法の内容

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」



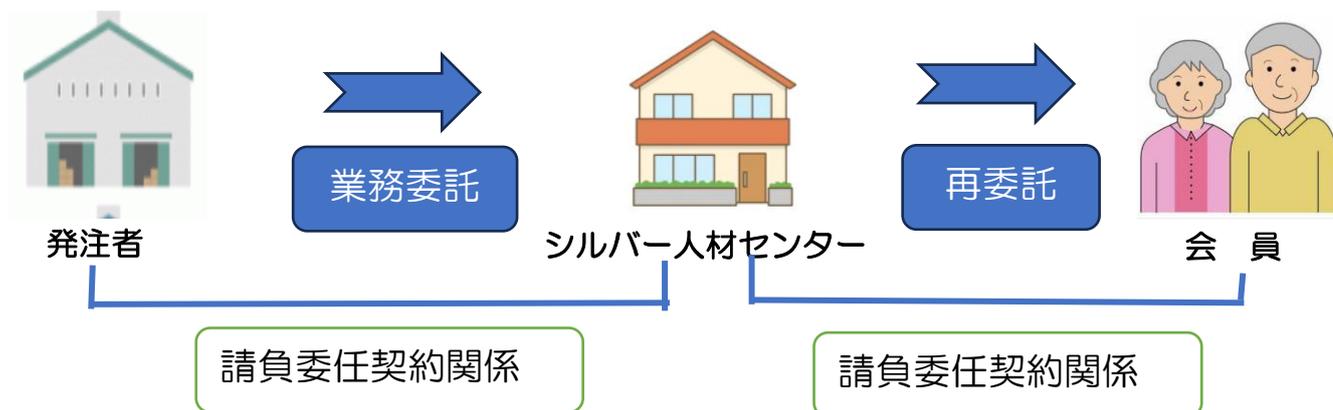
- * 支払期日設定と期日内の支払
- * 募集情報の的確表示義務
- * ハラスメント対策の体制整備義務

2. 新しい契約方式について

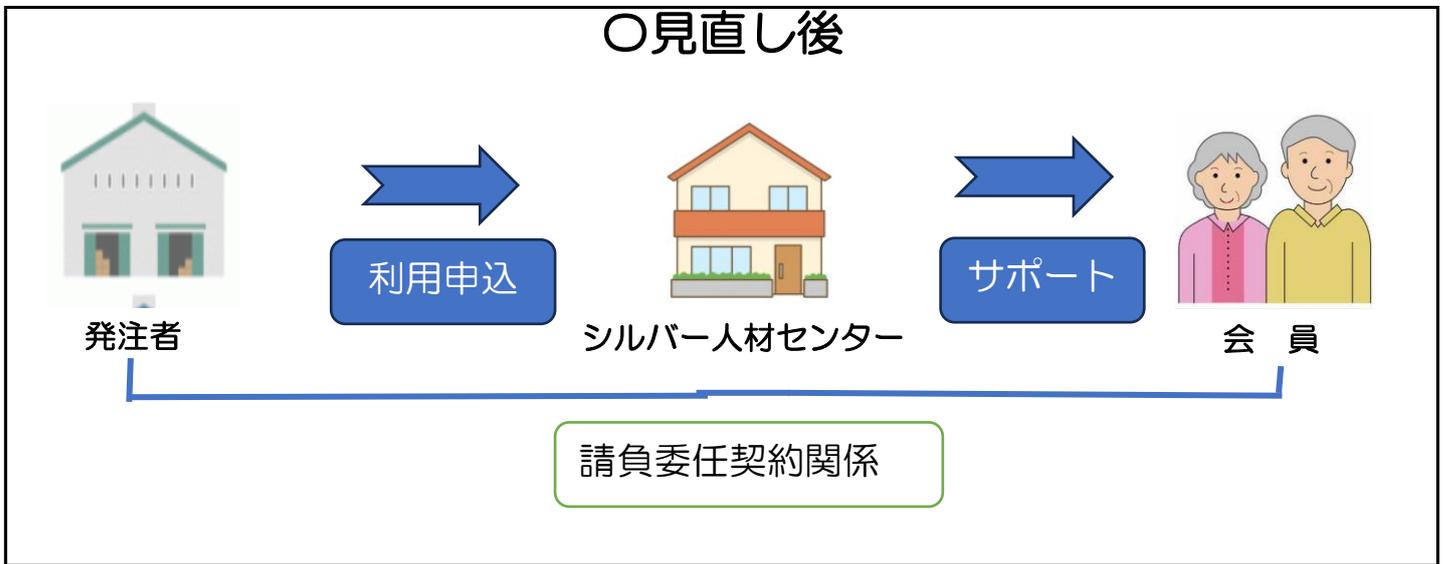
1. 契約方式の移行

これまでの契約方式では、シルバー人材センターは、発注者から仕事の依頼を受け会員に再依頼する形をとっておりますが、新しい契約方式では、**発注者と会員に直接的な契約関係が生じる**ようになります。**センターは発注者と会員の間に入り、様々な調整を行います。**形式上は発注者と会員との契約関係が生じますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。

○見直し前



○見直し後



2. 新しい契約関係(三者間の包括契約)

発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。

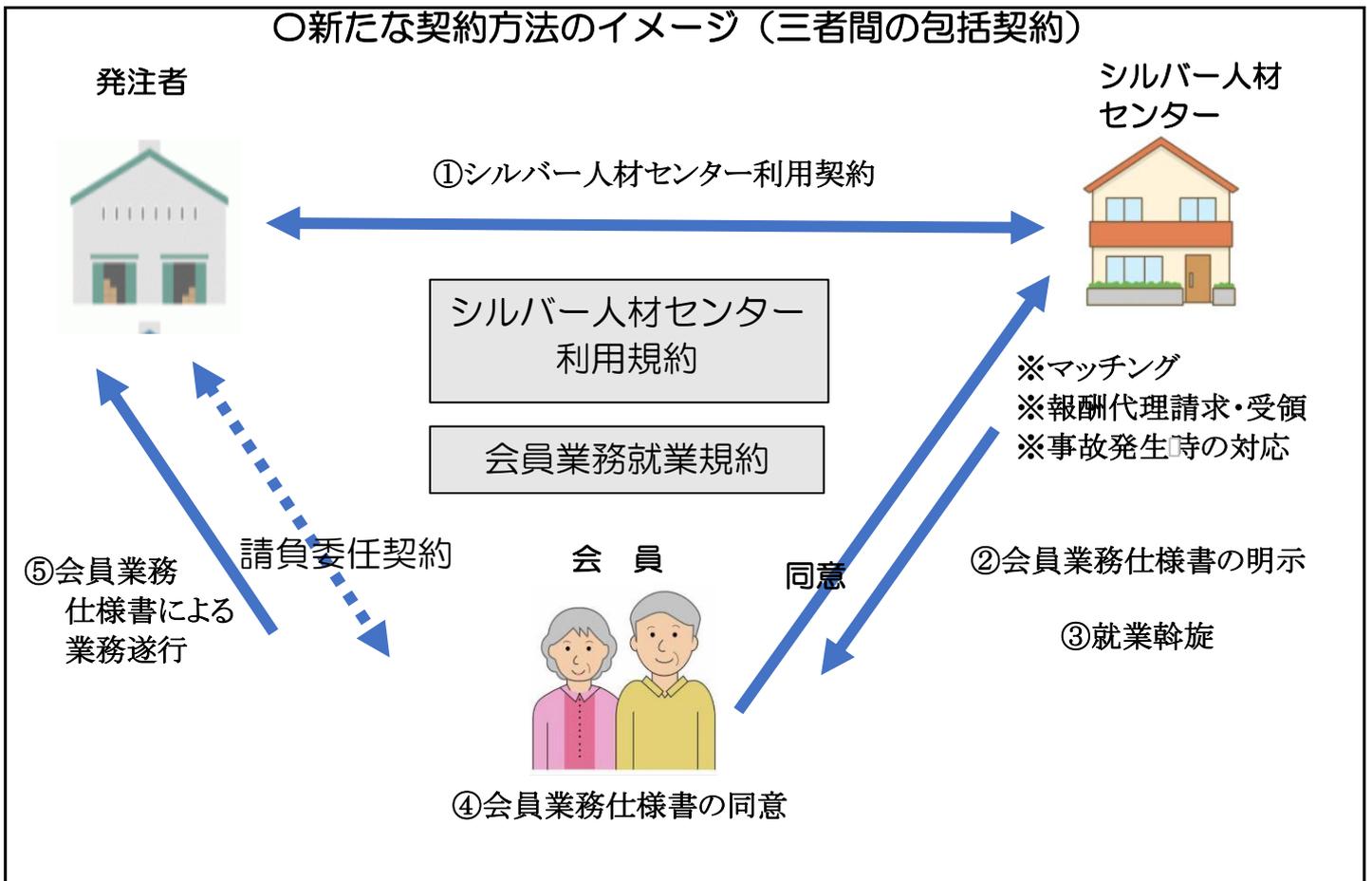
シルバー人材センター利用規約は、発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール、会員業務就業規約は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール、利用規約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するための、センター利用料や業務内容、会員の報酬を定めた契約です。

センターは利用規約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件明示します。

会員が業務使用書に同意することで、発注者と会員の間には請負委任契約関係が生じます。

これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

○新たな契約方法のイメージ(三者間の包括契約)



3. 包括契約の流れ

